

## 公募型プロポーザルの公告

観光情報誌「ならり」パンフレット制作業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示します。

平成30年4月26日

公益社団法人奈良市観光協会  
会長 乾 昌弘

### 1 委託事業の概要

#### (1) 事業名

観光情報誌「ならり」パンフレット制作業務委託

#### (2) 事業の目的

魅力ある奈良を全国の人々に伝えるため、中高年層に加え、かねてよりの課題である若年層へと対象を広げるべく企画し、更なる観光客の誘致を目指しより親しみやすい内容をお客様に伝達してゆくことを目的とします。

#### (3) 事業内容

観光情報誌「ならり」パンフレット制作にかかる、取材、編集（デザイン、レイアウト等全て含む）、校正、印刷製本及び指定箇所への納品を行うこととします。

詳細については、別紙『観光情報誌「ならり」パンフレット制作業務委託仕様書』を確認してください。

#### (4) 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

### 2 見積限度額

5,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 受託者の選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、審査委員会により、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、業務委託の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、提出書類の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と公益社団法人奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）が、提出書類の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、業務委託契約の手続きに進みます。但し、交渉が整わない場合は次点者に選定された者が、改めて観光協会と交渉を行うこととなります。また、観光協会は候補者に対し、改めて見積書の提出を求めるものとします。

#### 4 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。
  - (イ) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
  - (ロ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
  - (ハ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
  - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していないこと。
  - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 公益社団法人奈良市観光協会の会員企業（予定企業も含む）であること。本誌作成にあたり奈良の観光情報の取材及び誌面作成、配送、納品等の業務遂行に対し十分な体制を整えていること。また、本誌に類似する地方自治体発行の観光情報誌やその他観光地図等の制作実績があることが望ましい。

## 5 質疑と回答

質疑は、別紙様式4により電子メール ([shimada@narashikanko.or.jp](mailto:shimada@narashikanko.or.jp)) で受け付けます。送信後は、電話により着信を確認してください。質疑の回答は、奈良市観光協会ホームページにて行います。

質疑受付期限：平成30年5月11日（金）正午（必着）

回 答 日：平成30年5月15日（火）

## 6 企画提案書等の提出

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

※次表2～6の正本には、表面に透けないよう裏面に会社名の記載をお願いします。

副本には会社名を記載しないでください。

番号	提出書類の名称	規格及び記載内容
1	参加申込書 事業者概要書 類似業務受注実績 質問票	【様式1】 【様式2】 ※協会会員以外は、会社概要や登記簿の添付が必要。 【様式3】 【様式4】 ※様式については、正本のみの提出。
2	ならり台割案	【A4、2枚まで】 ※初回である、秋号を想定してください。（1季分） 台割案を作成してください。必要に応じて留意事項等を記述してください。
3	ならり表紙イメージ案	【表紙デザイン案 A4、2枚まで】 ※初回である、秋号を想定してください。（1季分） 表紙デザイン案を2案まで作成。別紙にてそのデザインの意図・狙いを記述してください。表紙には、しまろくんのイラストを使用することも可能。※データあり。必要な場合は、協会までご請求ください。
4	ならりパンフレット 企画書	【A4、5枚まで】 ※各季（秋・冬・春）のテーマを定め、企画主旨、内容、ページ構成等を作成してください。
5	人員体制図	【A4、1枚まで】 自社及び外部発注分を含む相関図（企画・製作・取材から配送までの各業務に従事する人員体制も含む）
6	見積書	【A4 縦、1枚まで】 ①企画料 ②取材編集料 ③写真手配料 ④デザイン料 ⑤印刷料 ⑥配送料 ⑦総経費 ⑧消費税

## 7 提出部数

8部（正本1部 副本7部）

## 8 提出方法

持参または郵送

※但し、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便等に限りません。

## 9 提出期限

平成30年5月30日（水）午後5時必着

※持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで受付します。

## 10 提出先

〒630-8228 奈良市上三条町23-4（奈良市中部公民館1階）

公益社団法人奈良市観光協会 嶋田・田仲 宛

### 1.1 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

### 1.2 注意事項

- (1) 提案は1社1提案までとします。
- (2) 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めません。ただし、面接審査会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は構いません。
- (3) 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合があります。
  - ①虚偽の内容が記載されているもの
  - ②提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 提案書類は著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。
- (5) 成果品については、原則として観光協会の運営、広報等のために必要範囲内、観光協会自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとします。但し、作成の都合上やむをえず、著作権を観光協会に譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に観光協会に申し入れ了承を得ることとします。観光協会に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度観光協会と受託者との協議することとします。
- (6) 提案書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とします。
- (7) 提案の際に提出した書類は、返却しません。
- (8) 期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付できません。
- (9) 審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- (10) 提出後において、参加資格が喪失する事由が生じた場合及び応募者の都合により参加の申込みを取り消す場合は、直ちにその旨を書面で届出してください。
- (11) 提案書類等に虚偽があった場合や応募者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とします。

### 1.3 プロポーザルの日程

- (1) 実施要項交付開始 平成30年4月26日(木)
- (2) 質問受付期限 平成30年5月11日(金)
- (3) 質問への回答 平成30年5月15日(火)
- (4) 参加申請期限 平成30年5月30日(水)
- (5) 面接審査 平成30年6月4日(月)
- (6) 審査結果発表 平成30年6月6日(水)(予定)

### 1.4 面接審査について

- (1) 日程  
平成30年6月4日(月)
- (2) 場所  
奈良市観光センター〈NARANICLE(ナラニクル)内〉体験スペース
- (3) 留意事項
  - ① プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。
  - ② 1団体あたり30分までとします。応募者によるプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の30分に含みます。
  - ③ プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とします。
  - ④ プレゼンテーションの方法は応募者の任意とします。
  - ⑤ プレゼンテーションにあたりプロジェクター等機材を使用する場合は、事前に観光協会に申し出てください。なお、会場に電源、プロジェクター、スクリーンはありますが、パソコン等は応募者が用意してください。

### 1.5 選定方法及び審査結果

- (1) 審査委員会の構成  
受託者の選定は、提案書に基づき審査委員会が行います。審査委員会の委員構成は次のとおりとします。 有識者 4名
- (2) 審査  
審査委員会において、評価基準に基づき採点を行い、その単純合計点数が高い者を候補者とします。
- (3) 審査結果の通知  
審査結果については、平成30年6月6日(水)ごろに各応募者に対して文書にて通知します。

### 1.6 お問い合わせ先

公益社団法人奈良市観光協会(平日 9:00~17:45)  
〒630-8228 奈良市上三条町23-4  
担当 嶋田・田仲  
電話 0742-27-8866 FAX 0742-27-2299  
電子メール shimada@narashikanko.or.jp